

国際交流「世界の森やまなし」管理・運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、植樹活動を通じた国際交流活動の場となる国際交流「世界の森やまなし」（以下「世界の森」という。）を適切に管理・運営するために必要な事項を定める。

(所在地)

第2条 世界の森の場所は、以下のとおりとする。

山梨県南都留郡鳴沢村字富士山地内 全国育樹祭記念広場 隣接地
県有林 富士・東部事業区 420-I 林班は5小班の一部

(活動内容)

第3条 世界の森において活動できる内容は、諸外国との相互理解や友好親善に資する目的を持った苗木の植栽、保育作業及び標柱の設置等（以下「植樹活動」という。）とする。

(主催者)

第4条 植樹活動を行える者は、国、山梨県、国又は山梨県が協賛・後援・支援等する者、その他知事が認める者とする。

(役割)

第5条 世界の森の管理・運営に係る役割分担は、次のとおりとする。

- (1) 県有林課の役割は、植樹活動の主催者（以下「主催者」という。）との連絡及び調整とする。
- (2) 富士・東部林務環境事務所の役割は、世界の森の維持管理、苗木等資材の調達及び記念植樹の支援とする。

(苗木)

第6条 植栽できる苗木の樹種は、ヤマザクラ、イロハモミジ及びミズナラとする。

- 2 1回の植樹活動で植栽する苗木の本数は、3本以上とする。
- 3 植樹箇所は、県有林課が主催者と協議の上、指定する。

(経費負担)

第7条 植樹活動に要する経費は、主催者の負担とする。ただし、必要がある場合は、県が負担することも可とする。

(所有権)

第8条 世界の森で植栽又は設置をした苗木、獣害防除施設及び標柱の所有権は、山梨県に属する。

(植樹活動の申請)

第9条 主催者は、世界の森において植栽活動をしようとするときは、原則として30日前までに様式1により知事あてに申請するものとする。

(植樹活動の承認)

第10条 知事は、植樹活動の内容等が適切であると認められる場合は、様式2により主催者に承認するものとする。

2 前項の規定による承認が行われた場合は、林政部長は様式3により富士・東部林務環境事務所長へ通知し、富士東部林務環境事務所長は様式4により施設管理受託者へ通知するものとする。

(入山許可)

第11条 主催者は、前条第1項の承認をもって入山を許可されたものとする。

(植樹活動の完了報告)

第12条 主催者は、植樹活動が完了したときは、様式5により速やかに知事に報告するものとする。

(植樹台帳)

第13条 県有林課長は、様式6により植樹台帳を整備するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項については、その都度林政部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年1月29日から施行する。

山梨県知事 殿

申請者

住所（団体名）

氏名（代表者名）

国際交流「世界の森やまなし」植樹活動について（申請）

このことについて次のとおり植樹活動をしたいので、国際交流「世界の森やまなし」管理・運営要領第9条の規定により申請します。

項目	内容
植樹活動名	
植樹活動の目的 及び内容	
希望する 樹種及び本数	
主な参加者 及び参加人数	
植樹活動日時	年 月 日 時 分～ 時 分
責任者	所属及び氏名 電話番号 E-mail 団体E-mail
備考	

※団体E-mailあてに植栽した苗木の成長等をお知らせします。

殿

山梨県知事

国際交流「世界の森やまなし」植樹活動について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、次の条件により承認します。

1 禁止事項

「世界の森やまなし」において次に掲げる行為をしないこと

- (1) 立木の伐採、採取及び損傷
- (2) 火気の使用
- (3) 土地の形質変更（承認された植樹活動箇所は除く。）
- (4) 車両の乗り入れ

2 標柱の設置

別図のと通りの標柱を設置すること

3 被害補償

植樹活動により立木や施設が損傷を受けた場合は、申請者がこれを補償すること

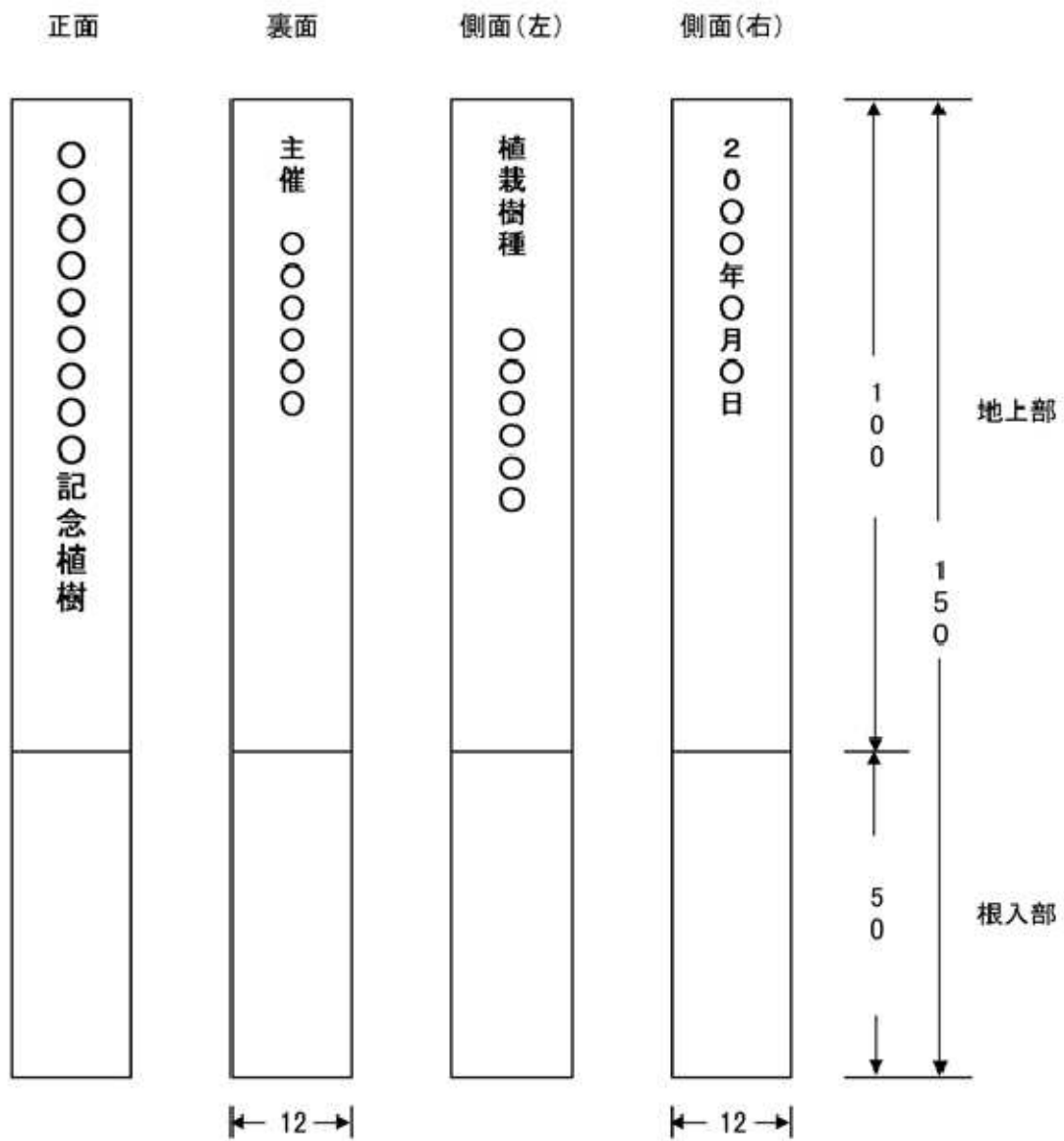
4 所有権

植栽又は設置をした苗木、獣害防除施設及び標柱の所有権は、山梨県に属する。

5 活動の完了報告

活動完了後は、様式 5 により速やかに知事に報告すること

国際交流「世界の森やまなし」標柱標準仕様



- * 材質: 木材
- * 文字入れ: 黒(耐久性のあるもの)
- * 塗装及び防腐処理はしない
- * 文字入れ箇所に節が入らないように可能な限り配慮すること
- * 1イベントにつき、1本の標柱

様式3

県有第 号
年 月 日

富士・東部林務環境事務所長 殿

林政部長

国際交流「世界の森やまなし」植樹活動について（通知）

このことについて、別添のとおり承認したので、了知の上、必要に応じて苗木等資材の調達及び記念植樹の支援をお願いします。

添付書類：国際交流「世界の森やまなし」植樹活動について（申請及び通知）の写し

様式4

富東林環第 号
年 月 日

施設管理受託者 殿

富士東部林務環境事務所長

国際交流「世界の森やまなし」植樹活動について（通知）

このことについて、別添のとおり承認したので、御了知願います。

添付書類：国際交流「世界の森やまなし」植樹活動について（申請及び通知）の写し

山梨県知事 殿

住所（団体名）
氏名（代表者名）

国際交流「世界の森やまなし」植樹活動完了報告書

年 月 日付け県有第 号で承認があった植樹活動が完了したので、国際交流「世界の森やまなし」管理・運営要領第 12 条により報告します。

- 1 植樹活動名
- 2 植樹活動の目的及び内容
- 3 植栽樹種及び本数
- 4 植樹活動日時 年 月 日 時 分～ 時 分
- 5 主な参加者及び参加人数
- 6 添付書類
植樹活動状況がわかる写真

